

消費生活
緊急情報

第25号

平成21年10月21日

身につけて健康維持できる？
ネックレス、ブレスレットの
訪問販売で相談増加

突然、販売員が訪ねてきて、「いいものがあるからちょっと見て欲しい」とわれ、近所の人たち10人程とともに車で別の場所へ連れて行かれ、20数万円のネックレスとブレスレットのセットを購入したが、高額なので解約したいという相談が寄せられています。

最近、県北各地で同じ事例が多発しており、今後も場所を移動しながら同様の勧誘が行われる可能性があります。

契約で困った時には最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)